

項目を調査し A（良好）～ E の 5 段階で評定しております。なお、不適切項目については改善を求めることとしております。

令和 2 年に実施された「巡回指導マニュアル」の改正により、令和 2 年度、令和 3 年度の巡回指導においては、一時的に評価が下がる事業者が散見されたものの、多くの事業所で指摘事項が改善されたことから 5 段階評定についても大幅に改善されました。 ※A、B は令和 2 年度 62.5%⇒令和 4 年度 72.6%（10.1%増）、C、D は令和 2 年度 34.3%⇒令和 4 年度 25.8%（8.5%減少）

なお、令和 4 年度の巡回指導においては、①過労防止等、②運行指示書について、③日常点検が多く指摘されておりますので、あらためて不備がないか確認いただきますと共に、巡回後の改善を求められている事業所におかれましては、適正化実施機関と連携の下、適切に対応いただきますようお願いいたします。

4. 労働対策について

我々トラック運送業界におけるドライバー不足につきましては、折からの少子高齢化に加え、「長時間労働」「低賃金」のイメージが色濃く蔓延し、問題解決の大きな障壁となっております。これを解決し若年労働者を確保・定着させるためには、政府が進める働き方改革に適切に対応し労働環境や従業員の待遇改善を早急に進める必要があります。働き方改革の関連法令や「標準的な運賃」の積極的な活用について、会員各社がより一層理解を深め適切な対応が進められるよう、各種研修会、セミナーの開催等取り組みを進めてまいります。

・月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ

（25%⇒50%）令和 5 年 4 月～

・時間外労働罰則付上限規制 運転者年 960 時間 令和 6 年 4 月～

※（新）改善基準告示 令和 4 年 12 月公表

5. 広報事業の推進について

現在、トラック運送業界においては、時間外労働罰則付き上限規制（運転者：年 960 時間）を踏まえた長時間労働の抑制と「標準的な運賃」の効果的な活用による適切な運賃収受を進め、労働環境の改善を図り、ドライバーを確保することが大きな課題となっておりますが、その実現に向けては地域住民や、とりわけ荷主企業各社に対しこれまで以上の理解と協力を求めていく必要があることから、引き続きメディア広報を含めた積極的な周知行動を展開し、会員各社が働き方改革への取り組みを進めやすい環境づくりを進めてまいります。

また、これまで継続してきたアニメ CM の放映をはじめとする各種メディア広報の他、「絵画コンクール」やイベント「トラックフェスタ」の開催を継続し、暮らしと産業・経済を支え、本当は身近で重要な存在であるトラック輸送について PR を推進し、更なる社会的地位の向上を目指していきます。

6. 政治的課題への対応について

まだまだ終わりの見えないコロナ禍における不安定な情勢の下、トラックを取り巻く税制、高速道路料金の問題に加え、燃料価格の高止まりなど、課題の多くは政治決着に委ねられることから、岩手県トラック政治連盟、岩手県トラック政策研究会を中心に各種要望行動を継続する他、県選出の国会議員、県議顧問団とも適宜、課題の共有を図りながら、解決に向けた取り組みを継続してまいります。

以上、新年を迎え協会長としての所信の一端を申し上げます。

今後も「会員のための協会」を基本としつつ、時代の変化に即応し必要な施策をスムーズに展開できるよう進めてまいりますので、引き続き、会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。結びに、会員事業各社及び従業員の皆様方の、益々のご繁栄・ご健勝を心よりご祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。